

東京都動物愛護管理推進計画の進捗状況等

資料1

施策展開の方向	重点施策(15)	具体的事業	実施内容(平成26年度から現在まで)	第1回審議会における委員からの意見等
1 動物の適正飼養の啓発と徹底	施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化	(1) 動物の適正飼養に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物愛護週間中央行事において、普及啓発イベントの実施 ◆適正飼養講習会の実施 ◆譲渡事業PRイベントにて、ミニ講習会(犬のしつけ教室等)を開催(平成29年度より) ◆動物愛護アニメ「犬を飼うってステキですか?」を作成し、東京都YouTubeで公開(平成27年9月) ◆パンフレット「ペットと暮らすシニア世代の方へ」を作成し、高齢者関係部署へ配布(平成28年2月) ◆動物取扱業者を通じた普及啓発(平成30年度実施予定) 	・区市町村によって対応にバラつきがあり、地域間格差がある。
		(2) 都民に身近な情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物愛護相談センターによる区市町村狂犬病予防・動物愛護管理担当者対象研修会の実施 ◆インターネット都政モニター「東京におけるペットの飼育」実施結果の公表(平成30年1月) 	
	施策2 犬の適正飼養の徹底	(1) 登録・狂犬病予防注射接種率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物病院等での登録・注射済票交付代行等の促進(17区19市町村) ◆都庁1階エントランスで、狂犬病予防法遵守を普及啓発するためのパネル展示 ◆飼育動物診療施設開設者講習会での情報提供及び普及啓発協力依頼 	
		(2) 犬による事故の未然防止、ルール遵守の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆パンフレット「犬の飼い方」を配布 ◆適正飼養の普及啓発について建設局等と情報交換 ◆小学校低学年を対象とした動物教室で、犬と出会った時の対応などを啓発 	
	施策3 地域の飼い主のいない猫対策の拡充	(1) 猫の飼養3原則の一層の普及啓発	◆パンフレット「猫の飼い方」内容改訂(平成27年3月)	
		(2) 飼い主のいない猫対策の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療保健政策区市町村包括補助事業「飼い主のいない猫対策」の活用(平成30年度40区市町村予定) ◆医療保健政策区市町村包括補助事業「飼い主のいない猫対策緊急促進事業」の活用(平成30年度6区市予定) ◆飼い主のいない猫との共生支援事業(毎年2~4地域) ◆区市町村担当者会議において、飼い主のいない猫対策の取組状況について情報交換 ◆リーフレット「ご存じですか? 飼い主のいない猫対策」内容改訂(平成29年3月) ◆「飼い主のいない猫との共生をめざすガイドブック 問題解決のABC」内容改定(平成30年度実施予定) 	
	施策4 多頭飼育に起因する問題への対応	(1) 多頭飼育問題に対応するための連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療保健政策区市町村包括補助事業「多頭飼育問題対策支援事業」の活用(1区) ◆都内福祉関係機関への情報提供 	
		(2) 多頭飼育問題への対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆都・区市町村担当で構成する動物行政検討会において、多頭飼育問題に関する情報交換、対策検討(平成29年度より) ◆行政職員、登録譲渡対象団体、動物愛護推進員を対象とした研修会の実施(平成28年1月) 	
	施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策	(1) 動物の遺棄・虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物の遺棄・虐待対応のための外部研修(英国王立動物虐待防止協会(RSPCA)研修)受講 ◆動物虐待の科学的裏付けのための外部研修(法獣医学セミナー)受講(平成29年度より) ◆警視庁との情報交換 ◆遺棄・虐待防止ポスターを作成し、区市町村、警察署、都立公園へ配布(平成27年9月) ◆大型デジタルサイネージ等を活用した遺棄・虐待防止の普及啓発(平成27年度より) 	
	施策6 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成	(1) 区市町村と動物愛護推進員等との連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物愛護推進員の活動分野を区市町村へ情報提供 ◆動物愛護推進員間の連絡用名簿送付 	
		(2) 動物愛護推進員研修の充実と普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物愛護推進員研修会の開催 ◆活動分野別連絡会の開催 	
	施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	(1) 子供の発達段階に応じた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物愛護相談センター夏休み動物セミナーの開催(平成27年度より) ◆小学校低学年を対象とした動物教室の実施 ◆教育庁主催教員対象講習会への講師派遣 	
		(2) 動物愛護推進員との連携による教育現場での普及啓発の拡大	◆動物愛護相談センターで実施している動物教室への推進員の参加・協力	
		(3) 動物のストレスに配慮した普及啓発	◆動物を使わない動物教室の実施(平成27年度より)	

施策展開の方向	重点施策(15)	具体的事業	実施内容(平成26年度から現在まで)	第1回審議会における委員からの意見等
2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進	施策8 動物取扱業の監視強化	(1) 動物取扱業に関する規制の周知	◆法改正事項遵守について事業者へ通知	
		(2) 第一種動物取扱業者へ監視強化	◆動物取扱業の事業者評価制度による効果的・効率的な監視 ◆自主管理点検票の作成・配布と動物取扱責任者研修会での自主点検実施の指導 ◆行政処分等(ペットショップ1軒、猫カフェ1軒) ◆猫カフェ一斉監視(平成28年度)	
		(3) 第二種動物取扱業者の監視指導	◆第二種動物取扱業監視	
	施策9 動物取扱業への指導事項の拡大への対応	(1) 業態に応じた監視指導の実施	◆業態に応じた遵守規定に関する監視指導の実施 ◆犬猫等販売業者に対する定期報告の周知	・積極的に告発を行うなど、強い取組が必要 ・飼い主が一定の知識を持っていれば、購入時の説明が免除されるなどの制度があってもいい
		(2) 動物取扱責任者研修の充実	◆動物取扱責任者研修を「法令遵守」他、毎年3テーマで実施	
		(3) 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援	◆動物関係専門学校生の動物愛護相談センター見学受入れ ◆動物関係専門学校への適正飼養講習会の案内	
	施策10 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底	(1) 特定動物の飼い主等の社会的責任の徹底	◆特定動物飼養許可施設の監視 ◆特定動物飼養・保管許可取得者に対し、文書による飼養状況調査の実施	
		(2) 特定動物の監視指導体制の強化	◆特定動物を取り扱う動物取扱業者に対し指導を強化	
	施策11 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応	(1) 産業動物等への指導	◆畜舎の監視の際に動物の取扱いや施設の管理についての指導をあわせて実施	
		(2) 実験動物施設への普及啓発	◆「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」一部改正の周知(平成27年度)	

施策展開の方向	重点施策(15)	具体的事業	実施内容(平成26年度から現在まで)	第1回審議会における委員からの意見等
3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進	施策12 譲渡拡大のための仕組みづくり	(1) 多様な連携による譲渡拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆登録譲渡団体48団体(平成30年8月末現在) ◆登録譲渡団体研修会の開催 ◆登録譲渡団体の譲渡会情報を東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」に掲載(平成29年度より) ◆離乳前子猫を育成・譲渡するミルクボランティア制度の開始(平成29年度より) ◆負傷動物の譲渡に協力する登録譲渡団体に必要な物品等を支援する取組を開始(平成30年度より) 	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡に取り組むボランティアの負担が大きいため補助が必要。 ・飼い主に一定の知識があれば、譲渡講習会が免除されるなどの制度があればいい。 ・センターで動物を馴化するための、永続的に勤務できる専門員を配置して欲しい。譲渡されてから問題行動を起こす犬が多い印象。 ・永続的に勤務する人を配置するのであれば、民間人を顧問として採用するなどした方がいい。ただし、人選には注意が必要。 ・殺処分の線引きをもっと都民にわかりやすくして欲しい。 ・動物福祉の観点から致死処分した動物の情報を知りたい。個体の状態、年齢、収容エリアなど。
		(2) 譲渡制度の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆犬猫専門誌等に譲渡事業の広告掲載(平成28年度より) ◆大型デジタルサイネージ等を活用した譲渡事業の普及啓発(平成27年度より) ◆東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」で譲渡事業をPR(平成29年度より) ◆都独自の動物譲渡促進月間の取組 <ul style="list-style-type: none"> ○譲渡事業PRイベントの開催(平成27年度より) ○動物愛護知事メッセージ動画を作成し、東京動画やイベントで配信(平成28年度、29年度) ○成犬・成猫の譲渡を促進するポスターを作成し都営地下鉄駅掲示板等に掲出(平成29年度) ○都庁1階エントランスで、動物譲渡事業を普及啓発するためのパネル展示(平成29年度) ◆動物愛護アニメ「ボクの家にはネコがくるよ」を作成し、東京都YouTnbeで公開(平成28年度) ◆パンフレット「成犬・成猫の新しい飼い主になってみませんか?」を作成し、区市町村・動物愛護団体・ペット関連企業等に配布(平成26年度) 	
		(3) 地域における動物保護等の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療保健政策区市町村包括補助事業(地域における動物保護等の取組事業)開始(平成27年度) 	
	施策13 取扱動物の適正な飼養管理の確保	(1) 取扱動物の健康安全面を一層考慮した飼養管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物福祉と動物の健康安全面を一層考慮した飼養環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護相談センター本所医務室の改修 ○飼養施設の改修、改善 ◆中長期にわたる飼養管理方法の改善 <ul style="list-style-type: none"> ○散歩チェック表の改善や定期的な体重管理による日常的な健康管理の徹底 ○寄生虫やウイルス検査の徹底(感染症予防対策) ○介護仕切り版や散歩用いす作製など個別の症状に合わせた対応の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡が難しい犬猫が長期間いることになるので、犬猫にとっても、その世話をを行う人にとっても良い環境、構造が必要。 ・収容動物の性格に合わせた、様々なタイプの施設や設備が必要。 ・譲渡を受ける人と譲渡動物のマッチングを十分慎重に行うべき。 ・多頭崩壊で多数収容することもあり、個別管理では収容できないこともある。フレキシブルに対応できるセンターが必要。 ・アウトリーチができるセンターにしてほしい。 ・アクセスのいいところにセンターがほしい。 ・土日も開庁してほしい。
		(2) 収容施設から譲渡拡大に向けた施設への転換	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物福祉と動物の健康安全面を一層考慮した飼養環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護相談センター本所、動物紹介カードの作成・掲示 	

施策展開の方向	重点施策(15)	具体的事業	実施内容(平成26年度から現在まで)	第1回審議会における委員からの意見等	
4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応	施策14 動物由来感染症への対応強化	(1) 動物由来感染症の発生に備えた連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 狂犬病発生時対応マニュアルに基づく訓練の実施 ◆ 犬及び野生動物における狂犬病調査の実施 ◆ 動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査 ◆ 動物由来感染症対策技術研修会受講(厚生労働省主催) ◆ 動物由来感染症に関する情報をHPで発信 ◆ パンフレット「人と動物との共通感染症」を改定し配布(平成27年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種動物取扱業に対する調査も必要 ・動物由来感染症について、職員や第一種動物取扱業者だけでなく、第二種動物取扱業者にもプロとして知識が必要 	
		(2) 動物病院における動物由来感染症モニタリング	◆ 動物病院における動物由来感染症モニタリング事業の実施		
		(3) 動物取扱業における動物由来感染症病原体保有状況調査	◆ 動物取扱業における動物由来感染症調査事業の実施		
	施策15 災害時の動物救護体制の充実	(1) 災害時の動物救援機能等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 総合防災訓練への東京都獣医師会・区市町村との合同実施 ◆ 発災時の現地動物救援本部通信訓練の実施 		
		(2) 区市町村の災害時対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療保健政策区市町村包括補助事業(災害時動物救援事業)の活用(平成29年度7区市町村) ◆ 区市町村の防災計画作成支援 ◆ 避難所管理運営の指針の改定(平成29年度) ◆ 都・区市町村担当で構成する動物行政検討会において、災害対策に関する情報交換、対策検討し、災害対策事例集の作成(平成28年度) 		
		(3) 特定動物の災害時対策の徹底			
		(4) 動物取扱業者の災害時対策の徹底			
		(5) 産業動物・実験動物の災害時対策の徹底			
	その他施策全般に係ること				<ul style="list-style-type: none"> ・民間でできる業務は民間に任せ、行政は行政にしかできない業務に注力していくべき。